

墨田区消費者ニュース

平成30年11月発行 第144号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



中高年の女性を狙った架空請求が急増中！

高齢者を狙った様々な悪質商法が依然として多発しています。さらに中高年齢層の女性をターゲットにした架空請求が急増しています。特にハガキの架空請求が下図のように、4～9月の半年間で昨年度1年分の2.5倍の相談件数となっています。身に覚えのない請求があったら、支払ったり請求者に連絡せず、消費者センターにご相談ください。

架空請求・不当請求

訴訟最終告知
〇〇の利用料金
未納につき・・・
・・・
・・・
取り下げ最終期日
平成■年●月▲日

その他の 高齢者を狙う悪質商法

訪問購入

「不用品買い取り」のはずが、強引に貴金属等を買取られた！

★売るつもりのない品物について勧誘されたら、きっぱりと断りましょう。

電話勧誘

断っても、しつこく勧誘し続ける手口にご注意！

★態度をあいまいにせず、不要なものはきっぱりと断りましょう。

点検商法

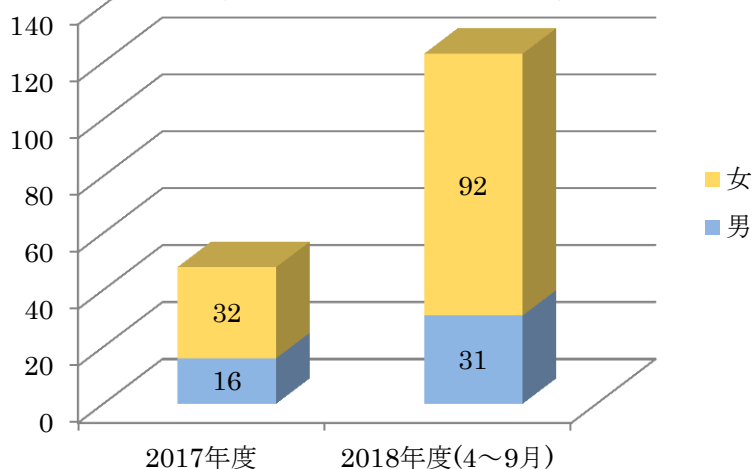
「無料点検」「買い替えをすすめる」誘い文句にご注意！

やさしく親切な販売員を装い、不安をあおるなどして契約を持ちかけます。

★その場で判断しない。

★少しでもおかしいと思ったら消費者センターや身近な人に相談しましょう。

架空請求ハガキ相談数



高い配当金がつくオーナー契約をしたが、事業者が破産した！！

～支払った出資金は返金されるの？～

【相談事例】

数年前、通信販売で加工食品を購入したら「オーナー制度」の案内が届いた。出資金に高い配当金がつくと記載があったので契約し、少しずつ出資額を増やして総額 300 万円ほど支払った。しかし昨年末くらいから配当金が支払われなくなり、今年9月には事業者が破産してしまった。支払った出資金は返金されるのか？

【アドバイス】

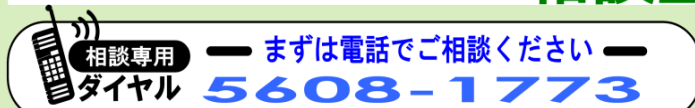
低金利時代に高配当を謳う取引は大変魅力的ですが、事業者の破産をはじめトラブルが多くあるのが現状です。

事例の「オーナー制度」は、消費者が対象商品を購入すると契約時に支払った金額に 10%程度が加算され、満期時に事業者が買い戻すという取引でした。事業者の支払いが遅延して、破産手続き開始決定を受けました。

事業者が破産すると破産管財人（弁護士）がその後の処理を行い、回収した財産をもって配当が可能であれば債権者へ平等に配当が行われます。しかし負債が多ければ配当ができず出資金の返金は見込めません。

このように、他と比較して高配当を謳う取引は、よりリスクを伴うことが多く、契約する前に十分検討することが大切です。また、被害額を取り戻すと騙って金銭を要求する二次被害につながる商法もあるので注意してください。不安なときは消費者センターにご相談ください。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

